

と認識する。企業誘致や都市計画に基づくまちづくりは時間がかかる事業であることから着実に取り組んでいる。

技術職出身の視点として公共施設や道路などの整備に当たり、災害対策を含めた安心安全なまちづくりを意識しつつ、効率的かつ効果的な手法、費用軽減につながる手法を意識している。また、ウェスタ川越等の整備の経験を生かし、公民連携や民間活力の導入も意識している。

議案第53号

令和4年度介護保険事業特別会計 歳入歳出決算認定

無所属

問人手不足を解消し持続可能な介護を実現するため、エッセンシャルワーカーである介護職の処遇改善の状況は。

答1人当たりの収入を3%程度、月額9000円相当引き上げる介護職員等ベースアップ等支援加算の令和5年3月1日時点の申請状況は、前提となる処遇改善加算を取得している288事業所のうち258事業所、89.6%である。

問いくつになっても自分らしく暮らすため、団塊世代が75歳以上となる2025年に向けた市の対応について伺う。

答国は、2025年を目途に、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。本市においても、2025年以降を見据え、システムの5つの要素である住まい、医療、介護、生活支援、介護予防の有機的な連携を図るため、関係機関等とのネットワーク構築に努めている。

議案第61号

子ども医療費支給に関する条例の 一部改正

初雁自由政令会 | 公明党 | 日本共産党

問今回の改正に至るまでの経緯について伺う。

答平成26年に支給対象を中学校3年生までの入院・通院として以降、市民や議会の皆さまから、さまざまな意見や要望をいただいた。昨年より関係部局で具体的な検討を進め、併せて、部内で事務事業の見直しに着手し、一定程度の財源の確保に見通しが得られた。本市も少子化が進行する中、子どもが医療を受けられる機会の確保と子育て世代の負担軽減を図るため、子ども医療費の対象年齢拡大を進める必要があると考えている。

問改正により、新たに対象となる子どもの人数を伺う。

答新たに対象となる人数は、約1万人を見込んでいる。

問医療費の増加額の見込みを伺う。

答令和6年度は、約1億3千万円と見込んでいる。

問対象年齢拡大に伴い、登録に向けた勧奨通知を送付するとなっているが、その内容はどのようなものか？

答15歳年度末までの子どもは、更新の手続きをしなくて

も新たな受給資格証が交付されるが、新たに支給対象となる現在高校1年生または2年生相当年齢の子どもを持つ保護者へ勧奨通知を送付し、受給資格登録申請書の提出が必要となることを通知するものである。

問国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置とは、どのようなものか？

答医療保険制度では、医療を受けた人から一部負担金を求めるが、子ども医療費などにより一部負担金が法定割合より軽減される場合、この分を地方自治体が負担するものとして国民健康保険制度の国庫負担が減額される。

問財源をどのように考えているのか。

答対象年齢の拡大に当たり財源の確保が必須となることから、部内で事務事業の見直しに着手し、一定程度の財源の確保について見通しが得られた。しかし、現時点では所要額の全額を確保しているものではないことから、引き続き事務事業の見直しに努める。

問国民健康保険税などを滞納していても支給されるのか。

答子ども医療費は、保険診療における一部負担金について支給することとなっており、国民健康保険税の滞納の有無とは関わりなく支給される。

問この制度はマイナンバーとどのように連携するのか。

答具体的な内容やスケジュールは、まだ示されていないため、国の対応を注視し、適切な対応に努めたい。

議案第67号

仮称新宿町1丁目広場整備事業 用地の取得

初雁自由政令会 | 川越志政会

問これまでの用地の取得に至る経緯は。

答当該事業用地は昭和5年に本市が県に寄付し、県において活用された後、地方庁舎移転に際し本市の利活用を優先したいとの県の意向が示され、本市も取得を希望し、平成30年に川越市土地開発公社において先行取得した。

問用地取得費の算出根拠はどのようなものか。

答県の条例および事務取扱要領に基づき、当該地の大部分が本市から県に寄付した土地であったこと、および当該地を市が公共の用に供することを踏まえて減額となり、おおむね不動産鑑定評価額の4割の金額となっている。

問この広場はどのような用途で利用するのか。

答災害時には一時避難場所、平常時には主に地域住民や周辺施設利用者の憩いの場となることを想定している。

問当該事業用地の取得に際し、埼玉県との協議でどのように指定用途を定めたのか伺う。

答東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会および